相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市東本町一丁目八七番地、最後の住所島根県松江市東津田町一一一五番地

被相続人　亡　山本　眞弘

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

事務所島根県松江市片原町一〇〇　弁護士　高野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高野陽太郎

相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡坂町坂東四丁目一七一二番地、最後の住所広島県安芸郡坂町坂東四丁目二一二番一一号　被相続人　亡　正原　道大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

事務所広島市中区上八丁堀五番二号　KMビル五〇一号

相続財産管理人　弁護士　村上　賢一

相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍香川縣坂出市文京町一丁目三五四九番地第弐、最後の住所東京都江東区大島四丁目一番六―一三一六号　被相続人　亡　井上　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

香川県高松市太田下町二〇八四番地五

相続財産管理人　宮脇　征志

相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市富の原一丁目一六九二番地

三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　尾﨑　ノブ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

長崎県大村市東本町一九〇番地一　八木義明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八木　義明

相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市白南風町一一〇番地、最後の住所長崎県佐世保市大和町六一一三番地

被相続人　亡　松下　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

長崎県佐世保市木場田町一一番一一四号

相続財産管理人　司法書士　横田　博昌

相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県南城市玉城字百名一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大城　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

沖縄県那覇市松尾二丁目一六番五一号松尾公園テﾗｽビル四階

相続財産管理人　弁護士　大島　優樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することになり、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成三十年一月十一日

一、墳墓等所在地　京都市右京区西京極堤下町二四

一、墳墓等の名称　河原町墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　平岡吉兵衛、平岡清太郎、廣瀬勝次郎

一、改葬を行おうとする者　京都市右京区西京極河原町二五　河原町墓地管理委員　井上　敏司

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年1月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①サンクスコ株式会社　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3－1003号　④サンクスコ株式会社　埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目123番3号　代表取締役　横田義男　⑤本社営業所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目123番3号　⑥平成18年11月13日　⑧平成29年12月13日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目123番3号　サンクスコ株式会社　代表取締役　横田義男

C　①Ｂｌｏｏｍｗａｙｓ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－7411号　④Ｂｌｏｏｍｗａｙｓ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　東京都江戸川区東小岩五丁目11番15―902号　代表取締役　内田洋　⑤本社営業所　東京都江戸川区南小岩7―15―16キャストールユミザ201　⑥平成29年8月3日　⑨平成29年10月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江戸川区東小岩五丁目11番15―902号　Ｂｌｏｏｍｗａｙｓ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　代表取締役　内田洋

B　①株式会社エムジーアイ　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－3205号　④株式会社エムジーアイ　東京都多摩市鶴牧二丁目11番地2　代表取締役　齋藤求　⑤本店　東京都多摩市鶴牧2―11―2　⑥平成4年7月20日　⑧平成29年12月8日　⑩900万円　⑪東京都知事　⑫東京都多摩市鶴牧二丁目11番地2　ミツミ電機株式会社　代表取締役　岩屋良造

B　①株式会社エル・シー・ピー・センター　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－1916号　④株式会社エル・シー・ピー・センター　東京都世田谷区宮坂一丁目42番16号　代表取締役　内藤慶吉　⑤本社　東京都世田谷区宮坂一丁目42番16号　⑥昭和48年9月29日　⑧平成29年12月4日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区宮坂一丁目42番16号　株式会社エル・シー・ピー・センター　代表取締役　内藤慶吉